

国土交通省航空局安全部安全政策課長

航空法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う航空運航整備士の業務範囲の拡大に係る
指定航空従事者養成施設の課程承認申請・審査要領

1. 目的

航空法施行規則の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第65号。以下「改正省令」という。）により、航空運航整備士が航空機の整備後の確認を行うことができる軽微な修理の範囲が拡大された。

当該改正に関し、改正省令の附則第4条、第5条及び第8条の規定に該当する者が航空機の整備後の確認を行うことができる軽微な修理の範囲は、引き続き、改正省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する軽微な修理となるが、指定航空従事者養成施設（以下「指定養成施設」という。）において国土交通大臣の承認を受けた課程を修了することにより、航空機の整備後の確認を行うことができる軽微な修理の範囲を改正省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する軽微な修理の範囲とすることができる。

本通達は、改正省令の附則第9条の規定による、改正省令の附則第4条、第5条及び第8条の規定に該当する者に対して指定養成施設が行う教育に係る課程の国土交通大臣による承認に関して、申請方法及び承認基準等を定めることを目的とする。

2. 適用

本通達は、改正省令の附則第4条、第5条及び第8条の規定に該当する以下の①～④に掲げる者に対して指定養成施設が行う教育に係る課程について適用する。

- ① 改正省令の施行日において航空運航整備士の資格を有している者
- ② 改正省令の施行日前に航空運航整備士の資格の技能証明に係る実地試験に合格し、改正省令の施行日以降に航空運航整備士の資格の技能証明を受ける者
- ③ 改正省令の施行日前に指定養成施設の課程（航空運航整備士に係るものに限る。以下同じ。）を修了しており、課程の修了日から1年を経過するまでの間に、旧規則の規定に基づく実地試験を受けて合格し又は航空法第29条第4項の規定により旧規則の規定に基づく実地試験が全部免除され、航空運航整備士の資格の技能証明を受ける者
- ④ 改正省令施行の前日において指定養成施設の課程に属しており、改正省令の施行日から2年を経過するまでの間に当該課程を修了して航空運航整備士の資格についての技能証明を申請し、旧規則の規定に基づく実地試験を受けて合格し又は航空法第29条第4項の規定により当該実地試験が全部免除され、航空運航整備士の資格の技能証明を受ける者

3. 申請

- (1) 2. の①～④に掲げる者に対する教育に係る課程の承認を申請しようとする者は、申請書（様式I）を国土交通省航空局安全部安全政策課に提出すること。
- (2) 申請書には、以下の事項を記載した教育マニュアルを添付すること。なお、教育マニュアルの添付に代えて、当該事項を記載した教育規程を添付してもよい。この場合には、既に教育規程に定められている事項と重複する事項は省略してよい。

- ①施設の名称、所在地
- ②施設の管理者の氏名及び経歴
- ③課程の対象とする資格（航空機の種類、等級、型式（二等航空運航整備士の場合は除く。）の別に記載すること）
- ④入所要件
 - －入所の前提となる資格、経歴等を記載すること
- ⑤最大養成数及び標準養成数等
 - －最大養成数は、1コース（教育マニュアルに定める教育期間の1期間をいう。）あたり同時に教育を行うことが可能な最大数であって、指定養成施設の有する実績及び教育施設並びに管理者、教官の能力等を総合的に考慮して、適當と認められる数とする。
- ⑥学科教官の氏名、経歴及び航空従事者としての資格
 - －学科教官のうち1名を主席学科教官とし、明記すること。
- ⑦実技教官の氏名、経歴及び航空従事者としての資格
 - －実技教官のうち1名を主席実技教官とし、明記すること。
- ⑧技能確認者（当該課程に係る学科又は実技についての審査に従事する者をいう。以下同じ。）の氏名、経歴及び航空従事者としての資格
- ⑨教育施設の概要
 - －「航空従事者養成施設指定申請・審査要領（平成12年10月11日付け空乗第1197号）」（以下「要領」という。）の第3部4.（7）に掲げる事項を明記すること。
- ⑩教育の内容及び方法
 - －要領の第3部4.（8）の①～⑥及び⑧に掲げる事項を明記すること。
- ⑪審査の方法
 - －要領の第3部4.（9）に掲げる事項を明記すること。この場合において、第3部4.（9）中「技能審査」は「審査」とする。
- ⑫修了証明書の交付に係る要件及び手続き
- ⑬当該養成施設の適確な運営制度の確立
 - －要領の第3部4.（11）に掲げる事項を明記すること。この場合において、第3部4.（11）中「技能審査」は「審査」とする。
- ⑭その他4.に規定する承認基準に適合するものであることを証するに足りる事項

4. 承認基準

4-1. 指定養成施設

(1) 申請者は、承認を受けようとする課程に応じて、当該課程と同じ航空機の種類、等級に係る以下の技能証明の課程について指定養成施設として国土交通大臣の指定を受けていること。

①一等航空運航整備士に係る課程の承認を申請する場合

一等航空整備士又は一等航空運航整備士の技能証明（一等航空運航整備士の技能証明にあっては、当該技能証明に係る業務範囲中の軽微な修理が新規則に規定する軽微な修理であるものに限る。以下同じ。）に係る課程を有していること。ただし、二等航空整備士の技能証明に係る課程を有している場合であって、十分な教育実績があり、本通達に規定する教育を行うことができると認められる場合はこの限りでない。

②二等航空運航整備士に係る課程の承認を申請する場合

一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の技能証明（二等航空運航整備士の技能証明にあっては、当該技能証明に係る業務範囲中の軽微な修理が新規則に規定する軽微な修理であるものに限る。以下同じ。）に係る課程を有していること。

(2) 申請者は、要領の第2部1.（10）に規定する「施設の適確な運営のための制度」の要件を満たすこと。この場合において、第2部1.（10）中「技能審査」とあるのは、「審査」とし、「技能審査員」とあるのは、「技能確認者」とする。

4－2. 学科教官

(1) 学科教官は次の要件を満たすこと。

①課程に対応する航空機の種類、等級に係る以下の技能証明を有する者又は当該課程に係る学科に関する十分な知識及び能力を有し、当該学科に関する相当の実務の経験を有する者であること。

a)一等航空運航整備士に係る課程にあっては、一等航空整備士又は一等航空運航整備士の技能証明を有していること。

b)二等航空運航整備士に係る課程にあっては、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の技能証明を有していること。

②課程ごとに必要な知識及び能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練技法、担当科目のオブザーブ等）を修了し、当該課程の教育を適正に行えると管理者又は主席学科教官が判定した者であること。

③21歳以上の者であること。

(2) 要領の第13部1.(2)の要件を満たす主席学科教官を配置すること。

(3) (1)の要件を満たす学科教官について、教育を行うために必要な人数を置くこと。なお、学科教官は、1名で2以上の科目を担当することができる。

4－3. 実技教官

(1) 実技教官は次の要件を満たすこと。

①課程に対応する航空機の種類、等級に係る以下の技能証明を有する者又はこれと同等以上の経験、知識及び能力を有する者であること。

a)一等航空運航整備士に係る課程にあっては、一等航空整備士又は一等航空運航整備士の技能証明を有していること。

b)二等航空運航整備士に係る課程にあっては、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の技能証明を有していること。

②課程の資格、教育の方法ごとに必要な知識及び能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練技法、担当科目のオブザーブ等）を修了し、当該課程の教育を適正に行えると管理者又は主席実技教官が判定した者であること。

③21歳以上の者であること。

(2) 要領の第13部2.(2)の要件を満たす主席実技教官を配置すること。

(3) 実技教育を受ける訓練生をグループに分ける場合には、グループごとに担当の実技教官を配置すること。

(4) (1)の要件を満たす実技教官について、教育を行うために必要な人数を置くこと。なお、実技教官1名で2以上の科目を担当することができる。必要な人数とは、要領の第2部1.(5)①に規定する「必要な数」とする。

4－4. 技能確認者

(1) 技能確認者は次の要件を満たすこと。

①課程に対応する航空機の種類、等級に係る以下の技能証明を有していること。

a)一等航空運航整備士に係る課程にあっては、一等航空整備士又は一等航空運航整備士の技能証明を有していること。

b)二等航空運航整備士に係る課程にあっては一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の技能証明を有していること。

②要領の第13部3.(2)の要件を満たしていること。

③一等航空運航整備士に係る課程の技能確認者にあっては、当該課程と同じ航空機の種類、等級に係る一等航空整備士、一等航空運航整備士の技能証明に係る課程の技能審査員であること。ただし、二等航空整備士の技能証明に係る課程の技能審査員であって、当該課程の技能審査について十分な実績があり、一等航空運航整備士に係る課程の審査を行うことができると認められる場合はこの限りでない。

④③にかかわらず、一等航空運航整備士に係る課程の技能確認者が以下の要件を満たす場合は、この限りでない。

- a) 15 年以上の一等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空整備士の養成に係る実技教育（いずれも申請に係る課程と同じ航空機の種類、等級に係るものに限る。）の経験を有していること。
 - b) 技能確認者として任用するために必要な訓練を指定養成施設で定め、当該訓練を修了していること。
 - c) 技能確認者として必要な知識及び能力が備わっており、審査を適正に実施できるかどうかを管理者又は主席実技教官が審査し、合格していること。
 - d) 申請者が既に指定を受けている一等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空整備士の技能証明に係る課程（いずれも申請に係る課程と同じ航空機の種類、等級に係るものに限る。）の技能審査において、技能確認者は 3 名以上の訓練生（被技能確認者）に対して技能審査員の立ち会いの下で模擬審査（技能審査を模擬して行うことをいう。以下同じ。）を行うこと。また、模擬審査の実施後、技能審査員からフィードバックを受けること。なお、被技能確認者の技能審査の判定は、技能審査員の判定により行うこと。
- ⑤二等航空運航整備士に係る課程の技能確認者にあっては、当該課程と同じ航空機の種類、等級に係る一等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空整備士又は二等航空運航整備士の技能証明に係る課程の技能審査員であること。
- ⑥⑤にかかわらず、二等航空運航整備士に係る課程の技能確認者が以下の要件を満たす場合は、この限りでない。
- a) 15 年以上の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の養成に係る実技教育（いずれも申請に係る課程と同じ航空機の種類、等級に係るものに限る。）の経験を有していること。
 - b) 技能確認者として任用するために必要な訓練を指定養成施設で定め、当該訓練を修了していること。
 - c) 技能確認者として必要な知識及び能力が備わっており、審査を適正に実施できるかどうかを管理者又は主席実技教官が審査し、合格していること。
 - d) 申請者が既に指定を受けている一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の技能証明に係る課程（いずれも申請に係る課程と同じ航空機の種類、等級に係るものに限る。）の技能審査において、技能確認者は 3 名以上の訓練生（被技能確認者）に対して技能審査員の立ち会いの下で模擬審査を行うこと。また、模擬審査の実施後、技能審査員からフィードバックを受けること。なお、被技能確認者の技能審査の判定は、技能審査員の判定により行うこと。

⑦25 歳以上の者であること。

⑧航空法施行規則第 50 条の 4 第 1 号イに規定する欠格者でないこと。

- (2) (1) の要件を満たす技能確認者について、当該施設の最大養成数等を考慮し、施設を運営するにあたって必要な人数を置くこと。
- (3) 技能確認者が実技教官と兼務する場合には、実技教官として教育を行った訓練生に対しては技能確認者として審査は行わないなど、公正、中立、厳正な審査が行えることを担保する措置を執ること。

4－5. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

要領の第 2 部 1 .(7)①に規定する要件及び第 12 部 4 .(1)に規定する要件を満たすこと。

(2) 実技教育の施設等

要領の第 12 部 4 .(2)に規定する要件のうち「⑨発動機整備場」以外の要件を満たすこと。

(3) その他

教育施設を借用する場合の取扱いについては、要領の第 2 部 1 .(7)③の要件を準用する。

4－6. 教育内容等

①改正省令及びセキュラーノ.3-001 「航空機の整備及び改造について」 の一部改正（令

和7年6月11日付け国空安政第496号・国空無機第52766号)の内容を踏まえて、これらの改正前後の「軽微な修理」の範囲の差分に係る教育を行うこと。教育科目等は、「航空整備士実地試験要領(平成18年5月31日付け国空乗第80号)」の別表に規定されている一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士に係る実施要目及び判定要点を参考に定めること。

- ②実技教育には、燃料を燃焼させずに行う発動機の始動・停止操作を1回以上含めること。
また、実技教育は、実機、FFS、FTD、MTS又はこれらと同等のものを使用して行うこと。
なお、航空機の種類、等級等に応じて、「航空整備士実地試験要領」の別表に規定されているATAチャプターのシステムを有していないと認められる場合には、当該システムに係る教育を行わなくてもよい。
③教育計画、教育の方法、教育の状況の把握、追加教育及び補習の基準に係る要件については、要領の第3部4.(8)の①～⑤の要件を準用する。
④教育時間は、教育を受ける者の整備経験等に応じて増減できるものとし、その場合には、教育対象者の入所要件をそれぞれ定め、当該要件を満たす教育対象者ごとに分けて、教育内容、教育時間等を教育マニュアルに定めること。

4－7. 学科及び実技教育修了後の審査の方法

(1) 学科教育

- ①審査実施の要件、審査実施要領、成績の判定基準を明確化すること。
②筆記試験により理解度の確認を行うこと。必要な理解度については、「航空整備士実地試験要領」の別表の判定基準を参考に定めること。
③出題形式は選択式又は記述式により行うこと。また、合格基準として適切な正答率等を設定すること。
④再審査を行う場合の方法及び基準を明確化すること。

(2) 実技教育

- ①審査実施の要件、審査実施要領、成績の判定基準を明確化すること。
②審査の実施要領及び判定基準は、「航空整備士実地試験要領」に準拠するものとし、「航空整備士実地試験要領」の別表に掲げる実施要目及び判定要点ごとに行うこと。
③審査は口述及び実技により行うこと。
④再審査を行う場合の方法及び基準を明確化すること。

4－8. 修了証明書の発行、管理等

- ①課程を修了した者に対して遅滞なく修了証明書(様式II)を発行すること。
②教育実績の記録及び修了証明書の写しは、教育修了後に速やかに当局へ提出するとともに、10年間保管しておくこと。

4－9. 訓練の一部委託

訓練を一部委託する場合の要件は、要領の第2部1.(11)の要件を準用する。

5. 課程の承認書の交付

提出された申請書類について、本通達の基準を満たすことが確認された場合には、課程の承認書(様式III)を申請者に交付する。

6. 承認の取消し

要領に規定する随時検査並びに航空法第134条第1項及び第2項の規定による報告徴収、立入検査等において、本通達の要件に適合しないことが確認された場合には、承認を取り消すものとする。

7. 修了証明書の取扱いについて

2. の①～④に掲げる者が本通達に定める課程を修了し、修了証明書の交付を受けた場合には、航空機の整備後の確認を行うことができる軽微な修理の範囲を新規則に規定する軽微な修理の範囲とすることができる。

また、本通達に定める課程を修了した者が航空業務を行う場合には、改正省令の附則第9条第2項の規定により、航空運航整備士の資格の技能証明書に加えて、修了証明書を携帯しなければならない。ただし、改正省令の附則第11条の規定により国土交通大臣に申請し、技能証明書の再交付を受けた場合は、この限りでない。

附則

1. この通達は令和7年6月11日から適用する。

様式 I

航空運航整備士の業務範囲の拡大に係る課程の承認申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

下記について航空運航整備士の業務範囲のうちの軽微な修理の拡大に係る課程の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

航空従事者養成施設の名称		
航空従事者養成施設の主たる所在地		
航空従事者養成施設指定書の番号		
業務範囲のうちの軽微な修理の拡大に係る課程	資 格	
	種 類	
	等 級	
	型 式	
備考		

様式Ⅱ

第 号	
修了証明書	
氏 名 :	
技能証明番号 :	
上記の者は、本養成施設において航空運航整備士の業務範囲の拡大に 係る課程（以下の資格、種類、等級等に係るもの）を修了したことを証明 する。	
資 格 :	
種 類 :	
等 級 :	
型 式 :	
年 月 日	
指定航空従事者養成施設の所在地	
名称 管理者の氏名	

備考 大きさは、縦 5.8 センチメートル、横 8.8 センチメートルとする。
二等航空運航整備士の場合、型式欄の記載は「-」とする。

第 号

航空運航整備士の業務範囲の拡大に係る課程の承認書

殿

航空法施行規則の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第65号）附則第9条の規定に基づき、航空運航整備士の業務範囲のうちの軽微な修理の拡大に係る課程について下記のとおり承認する。

記

航空従事者養成施設の名称			
航空従事者養成施設の 主たる所在地			
航空従事者養成施設指定書 の番号			
	資 格		
業務範囲のうちの軽微な修 理の拡大に係る課程	種 類		
	等 級		
	型 式		
備考			

年 月 日

国土交通大臣

印